

令和2年度子育て世帯への臨時特別給付金のご案内



支給を受けるのにあたって**申請は不要**です。

※希望しない場合等は、6月15日(月)までに、受給拒否の旨をこども家庭課に電話で御連絡ください。

1. だれがもらえるの？(支給対象者)

令和2年4月分(3月分を含む)の児童手当(本則給付)を受給している方です。

- ※ 所得制限限度額以上の特例給付区分(児童1人につき1カ月5千円)に該当される方は、子育て世帯への臨時特別給付金の対象外となります。
- ※ 児童手当現況届未提出等の理由で手当の支給が差止めになっている方は、差止事由が解消でき次第、支給いたします。(令和2年12月末まで)

2. うちの子は、対象になるの？(対象児童)

児童手当の令和2年4月分の対象となる児童です。

- ※ 4月から高校生になっているお子様でも、同年3月分の児童手当の対象となっている場合は、子育て世帯への臨時特別給付金の対象となります。

3. いくらもらえるの？(給付額)

対象児童1人につき、1万円です。

- ※ 子育て世帯への臨時給付金は、令和2年度限定で実施するもので、1回限りの振込みとなります。1人当たりの月額1万円を上乗せするものではありません。

4. いつもらえるの？(支給時期)

対象の方には、6月中に支給する予定です。振込日は6月中旬に市ホームページでお知らせします。

- ※ 通常の児童手当の振込日とは異なりますので御注意ください。

5. どんなかたちでもらえるの？(支給方法)

令和2年4月分(3月分を含む)の児童手当(本則給付)を受給している口座に振り込みます。

裏面に続きます。必ずご確認ください!

こんなときはどうなるの？

Q. 引っ越した場合には、給付金の振込はどうなりますか？

- A. 「令和2年度子育て世帯への臨時特別給付金」は、基準日（令和2年3月31日）時点での居住市町村（特別区含む）から支給されますので、4月1日以降転居された方は、転出元の市町村にお問い合わせください。
※新高校1年生については、令和2年2月29日時点での居住市町村から支給されます。

Q. DV被害により子どもとともに避難していますが、どうなりますか？

- A. 令和2年4月分の児童手当の支給を配偶者（DV加害者）が受けている場合であっても、他方の配偶者（DV被害者）が臨時特別給付金の支給を受けることができます場合がありますのでご相談ください。いずれの配偶者であっても支給された場合は、他方の配偶者等は支給を受けられません。

Q. 子どもが児童養護施設等へ入所中なのですが、どうなりますか？

- A. 児童養護施設等に支給することになります。

御注意ください！

※児童手当の支給に当たって指定していた口座等を解約等しており、**給付金の支給に支障が生じる恐れがある場合は、児童手当の振込指定口座の変更手続等**をお願いします。

※上記につきましては、**令和2年12月末までに必ずお手続き**をお願いします。なお、口座解約・変更等により**指定口座への振込ができない場合は、子育て世帯への臨時特別給付金が支給されません。**

※令和2年4月分（3月分を含む）の児童手当の**受給資格が遡って消滅した場合**や平成31年度（平成30年中）所得を修正したため**遡って支給区分が特例給付に変更となった場合等は、この給付金の対象になりません。給付金を返金していただく場合がございます**ので御了承ください。

お問い合わせは



川崎市役所こども未来局こども支援部こども家庭課
「子育て世帯への臨時特別給付金」担当

住所：〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

電話：044-200-2674 FAX：044-200-3638

「子育て世帯への臨時特別給付金」に関する“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。

ご自宅や職場などに川崎市から問い合わせを行うことがありますが、ATM（現金自動預払機）の操作をお願いすることや、支給のための手数料などの振り込みを求めることは絶対にありません。もし、不審な電話がかかってきた場合にはすぐに上記問い合わせ先又は最寄りの警察にご連絡ください。